第9章 生活案内

1 学生生活への助言・相談

学生生活の中で、教員と接して個人的に指導・助言を受けることは非常に大切なことです。 本学では学生と教員の交流には特に留意して、「**学生アドバイザー」**及び「**学生相談室」**の二つの指導・助言制度を設けています。

(1) 学生アドバイザー制度とオフィスアワー

「学生アドバイザー制度」は、皆さんが有意義で充実した学生生活を送るために、学生アドバイザーである本学の専任教員に抱えている悩みを相談できる制度です。

学生アドバイザーを担当する本学の先生は、毎週「オフィスアワー」を設けて、皆さんが自由に相談(例えば、学生生活、学業、就職・大学院進学、奨学金等)に来ることができるように教員室等で待機しています。

オフィスアワーは、全ての学生に開かれており個人だけのものではありません。より多くの学生が利用できるように事前に相談したいことをまとめておくようにしましょう。

皆さんの学生アドバイザーを担当する先生は、DENDAI-UNIPA の学籍情報照会画面「学生基本情報(アドバイザー)」に掲載されています。オフィスアワーの時間・相談場所については、2号館3階フロア内の掲示版にも掲示します。

(2) 学生相談室

学生相談室は、学生の様々な悩みごとについての相談に応じ、問題の解決に協力し適切な 指針を与えることを目的としています。相談には専門家があたり、相談の内容については**個 人の秘密が厳守**されています。

たとえば

- ・学校が面白くない。
- ・もっと充実した学生生活を送りたい。
- ・今と違った生き方があるのではないかと迷っている。
- ・誰とも自由につきあえるようになりたい。
- ・自分の性格について知りたい。
- ・進路についてなんとなく不安がある。
- ・人間関係がうまくいかない。
- 人とうまく話ができない。

など、どのような相談でもかまいません。

(3) こころとからだのサポート 24

電話(フリーダイヤル)による 24 時間・年中無休で、外部委託の専門機関が心身の健康相談を受けています。詳細は、東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)窓口設置の専用パンフレットで確認してください。

2 留学・海外語学研修

本学では、海外の協定校等での語学研修や留学プログラムに参加することを、推奨しています。3週間程度の語学研修から1年未満の留学までさまざまな形態があるので、事前の準備等、よく検討の上、計画を立ててください。

(1) 留学・海外語学研修の種類

①英語短期研修

海外協定校等にて実施されている英語短期研修プログラムは以下のとおりです。各大学の語学教師による少人数教育であり、所定の成績を修めれば、「海外英語短期研修」の単位として認定されます。

- 1) コロラド大学ボールダー校(米国):8月に実施(約3週間)、募集は5月頃
- 2) ケンブリッジ大学ホマートン校(英国):8月に実施(約3週間)、募集は5月頃
- 3) シドニー大学(オーストラリア) : 3月に実施(約3週間)、募集は11月頃
- ②その他の海外研修

単位の認定はありませんが、上記に加えて以下の語学研修等を実施しています。

- 1) 韓国語研修:韓国の協定校等にて、8月に実施(約3週間)、募集は5月頃
- 2) 中国語研修:中原大学(台湾)にて、3月に実施(約3週間)、募集は11月頃
- 3) 英語研修: ブリティッシュカウンシル認定校(英国)にて、2月下旬に実施(約3 週間)、募集は11月頃
- 4) タイ文化研修: 泰日工業大学(タイ)にて、8月・3月に実施(約2週間)、募集は 5月・11月頃

③協定校留学

本学と外国の大学との学生交流協定によって留学する制度です。協定校への留学に関する要望については個別に対応していますので、国際センターに問い合わせをしてください。

④認定校留学

留学希望者本人が外国の大学等から留学または受入れ許可を取り、本学がこれを許可し、 留学する制度です。

*本学では学生諸君が在学中に海外の大学に留学することを制度として認めています。 留学とは外国の大学またはこれに相当する高等教育機関に一定期間在学して教育を受けることを言います。事前に所定の申請手続きを行い留学と認められる必要があり、 事前の許可を受けずに渡航したり、大学の正規教育課程以外のコースで学んだりしても、本学からの留学とは認められないのでご注意ください。

(2) 留学・海外語学研修への参加にあたり

留学や海外語学研修に関する相談については、国際センターで随時対応しています。

①海外短期研修

これまでに実施した海外研修の募集要項や参加した学生の報告等を国際センターやホー

ムページ上で閲覧できますので、準備にあたってはこれらを参考にしてください。

② 留学

長期の留学を希望する場合には、語学力の向上を含めた準備が重要ですので十分に留意してください。特に英語圏に留学する場合は、IELTS (International English Language Testing System) などの受験とそのスコアが必要です。留学先により英語要件があり、それを満たすためには通常1年以上の準備期間が必要です。

また留学予定先大学等において履修を希望する授業科目や本学の履修などについて、留学前に学科及び東京千住キャンパス事務部の履修指導を受けてください。

(3) 国際センターについて

国際センター(東京千住キャンパス 1 号館 4 階 10407 号室 9 時~17 時) 「国際センター」では TDU の特色を活かした国際交流の実践に向けて、学生や教職員の 人的な交流を進めるために、日本人学生の海外留学等、さまざまな支援を行っています。

国際センター千住ラウンジ(東京千住キャンパス 1 号館 4 階 10415 号室 10 時~17 時) 「国際センター千住ラウンジ」では、常駐するスタッフに留学や大学生活についての相談ができます。また、留学生と日本人学生が交流できるスペースを設けています。

3 学割証(学生旅客運賃割引証)

(1) 学割証の使用用途(発行条件)

帰省・正課教育・課外活動・就職活動・修学見学等で、遠距離へ JR 各社列車で移動する場合で、乗車区間が片道 100km 以上ある場合に学割証が利用できます。

(2) 学割証の申込方法

2号館3階の証明書自動発行機にて取得してください。

(3) 学割証利用上の注意

- ① 学割証の使用は、記名人以外は使用できません(不正使用をすると追徴金が科せられ以後、発行停止になります)。
- ② 必ず学生証を携帯してください。
- ③ 学割証の有効期間は発行日から3ヶ月間です。

(4) 団体旅行

学生団体運賃割引制度は、学生と引率教職員同行で利用できます(人数の条件・割引率は、鉄道会社によって異なります)。利用の際は、「学外活動願」とともに「団体旅行申込書」(駅・旅行会社にあり)に必要事項を記入し東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)へ提出してください。

4 自転車駐輪場

本学では、公共交通機関以外を用いての通学は、原則禁止しています。特にバイク、自動車による通学は一切禁止していますので充分留意してください。

ただし、駐輪場利用許可者の自転車通学は許可制により認めています。

(1) 自転車駐輪場

利用希望者は、東京千住キャンパス事務部長の許可を経て、利用料金(年間 10,000 円・ 半期 6,000 円)を証明書自動発行機より納入し、駐輪場を使用できます。

募集説明会及び安全運転講習会は、春期(4月)と秋期(9月)に実施しています。募集説明会および安全運転講習会の日程はUNIPA・デジタルサイネージ等で連絡しますので注意してください。

【駐輪場利用許可条件】

- 1. 自宅から東京千住キャンパスまでの距離が徒歩 12 分(1,000 m) 以上で徒歩 60 分(4,800 m) 以内(GoogleMap ルート計算基準) の学生を対象者とする
- 2. 規程違反した場合には資格を失うことを誓約する
- 3. 卒業・退学・除籍者は利用資格を失う
- 4. 正規生のみ利用可能(科目等履修生や研究生等は含まない)
- 5. 年度途中で駐輪場の利用をやめる場合も、納付済みの利用料金は原則として返金しな()
- 6. 東京千住キャンパス事務部長は無登録自転車を、撤去・処分することができる
- 7. 利用者は賠償保険の加入を条件とする

万一、自転車駐輪場使用許可を受けた学生以外で、車両通学を続ける学生がいた場合は、学則上の処分(退学・停学・訓告)をおこないますので十分注意してください。

また、<u>駐輪場内では自転車に必ず施錠し、盗難等の被害にあわないように、利用者の自己</u> 責任で管理してください。特に着脱可能な部品については、十分に注意してください。

なお、身体障害者手帳を持つ学生等については、別途願い出により特別に許可することがありますので、東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)へ問い合わせてください。 ※不法駐輪、駐車の車両等は場合により撤去することがあります。

5 健康管理

充実した学生生活をおくるには、健康が第一に挙げられます。とくに若い年代は、自己の体力を過信して、限界を超えた不規則な生活が元で健康を害する事がありがちです。食事・睡眠・運動のバランスの取れた規則的な生活で、自己管理に努めてください。

(1) 学生相談

学生相談室では、進路、単位などの学業上の問題、不眠、無気力などの精神的な問題、 家族、友人とのトラブルなど様々な悩みについて、臨床心理士の資格をもったカウンセラー が相談に応じています。また、必要があれば校医(精神科医)による面談を受けることもで きます。一人で考えても、解決策が見つからない時は、抱え込まずに、気軽に相談室を利用 してください。相談内容に関しては、担当者以外にもれることはありません。

場所 2号館3階、健康相談室の隣です。

開室時間 月曜〜金曜(曜日によって担当者、開室時間は違います。HP、パンフレットなどで確認してください。)

予約は電話、あるいは、メールで受け付けています。

電話番号 03-5284-5346

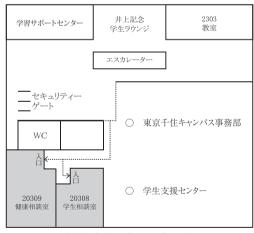
<2号館3階>

メールアドレス ko-gakuso@cck.dendai.ac.jp

※本学では、平成25年度からは、学生やその保証人を対象として、外部機関を利用した、 『電話相談サービス』も開始いたしました。詳細は、別配布のパンフレット等を参照してください。

(2) 健康相談

授業中や課外活動中など学内で気分が悪くなったり、思わぬケガをした時は、健康相談室に来室してください。健康相談室では、校医の指導のもとに看護師の資格をもった職員がそれぞれの応急の処置にあたっています。また、必要時は近隣の医療機関を紹介します。



*事務室自動ドア入口から入って奥

その他、平常の健康相談にも応じています。また、障がいのある方や、様々な支援を希望する方の相談にも応じますので、気軽に来室してください。

(3) 健康保険証について

一部の健康保険証は、ひとり1枚のカードになっています。携帯しやすい反面、紛失 しないよう、注意してください。 一家に1枚しか保険証が発行されていない場合、親元を離れて生活を始める学生は、 急な受診に備えて、『遠隔地被扶養者健康保険証』を用意してください。必要書類(手続き) 等は加入している健康保険の発行者に問い合わせてください。

(4) 健康診断

1 定期健康診断

毎年春に、全学生を対象とした定期健康診断を実施しています。これは法に基づいたもので、学校が集団生活の場である事と、疾病の予防と早期発見、健康の保持増進を目的としています。

受診しない場合、就職や進学、アルバイト等で健康診断証明書を必要とした時に発行されない他、体育実技の授業、英語短期研修、その他の実習等の参加にも影響します。必ず受診してください。

〔定期健康診断実施項目〕

- ① 胸部 X 線撮影
- ② 身体計測(身長、体重、視力)
- ③ 内科診察
- ④ 尿検査
- ⑤ 血圧

② その他の健康診断

クラブ健診……体育会のクラブに所属して、運動をする事を前提とした学生に対して実施 します。実施時期、方法等の詳細は、代表を通じて連絡します。

<実施項目> 問診、その他(心電図等)

③ 健康診断証明書

学生証を用いて、証明書自動発行機にて発行されますが、定期健康診断を受けていない場合や、再検査を終了していない場合は発行できません。

料金:1 通 200 円

(5) TDU こころとからだのサポート 24

電話(フリーダイヤル)による24時間・年中無休で、外部委託の専門機関が、心身の健康相談を受けています。詳細は、東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)窓口設置の専用のパンフレットで確認してください。

6 保険制度

(1) 学生教育研究災害傷害保険(学研災)+通学中等傷害危険担保特約(通学特約)

正課及び課外活動中または通学途中などに発生した傷害事故を補償する保険です。

入学手続時に修業年限分の保険料を納入し、全員が加入者です。この保険の窓口は東京 千住キャンパス事務部(学生厚生担当)です。国内外を問わず、事故にあった時は必ず連 絡してください。

なお、留年等により正規の修業年限を超えた場合は、再加入の手続が必要となります。 保険料・保険期間を確認の上、必ず東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)にて手続 を行ってください(*入学時配布「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」参照)。

●保険金の種類・金額

	保険金額担保範囲	死亡	後遺障害	医療	入院(日額)
学研炎 2,000 万円 コース	正課中 学校行事中	2,000 万円	120万円~3,000万円	0.3 万~30 万円	
	課外活動(クラブ 活動)中以外で学 校施設内にいる問		60 万円~1,500 万円	0.6万~30万円	4 000 TI
	学校施設外での 課外活動中	1,000 万円	60万円~1,500万円	3万円~30万円	4,000円
通学特約	「通学中」 「学校施設等と 相互間の移動中」	1,000 万円	60 万円~1,500 万円	0.6万~30万円	

- 注 1) 医療保険金は、平常の生活ができるようになるまでの治療日数に応じて異なります。
 - 2)正課・学校行事中の事故は実治療日数(実際に入院または通院した日数)が、1日目から支払われます。また、課外活動中の事故は、実治療日数が14日以上、課外活動(クラブ活動)中以外で学校施設内にいる間、移動中の事故は、実治療日数が4日以上の場合に支払われます。

●保険料・保険期間(学生教育研究災害傷害保険+通学中等傷害危険担保特約)

(尺)(全批)間	保険料		
保険期間	工学部・未来科学部・システムデザイン工学部	工学部第二部	
1年間	1,000円	450円	
2 年間	1,750 円	750 円	
3 年間	2,600 円	1,100円	
4 年間	3,300円	1,400円	

- 注 1) 保険期間は所定の修業年限です。
 - 2) 保険期間の切れた者(留年・休学者)は、証明書自動発行機より1年間分の保険料を納入し再加入してください。なお、手続方法に変更がある場合には、東京千住キャ

ンパス事務部(学生厚生担当)よりお知らせします。

3) 詳細は、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」(入学時に配付)参照のこと。

(2) 学研災付帯賠償責任保険(学研賠)※インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険(インターン賠)を含む。

国内外での研究期間中、正課授業中、学校行事中、就業体験(インターンシップ)中、およびその往復で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりしたことによって法律上の賠償責任を負担することになった際に生じる損害を補償する保険です。

2019 年度新入生より、入学手続時に修業年数分の保険料を納入し、全員が加入者です。 この保険の窓口は東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)です。

なお、留年等により正規の修業年限を超えた場合は、再加入の手続が必要となります。 保険料・保険期間を確認の上、必ず東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)にて手続 を行ってください(※入学時配布「学研炎付帯賠償責任保険加入者のしおり」参照)。

※インターンシップに参加する学生は、必ず参加前に学生支援センター(キャリア支援・ 就職担当)の窓口にて実習先や期間などを登録してください。

●保険金の種類・金額

	活動内容		
賠償責任保険概要	正課、学校行事、課外活動、インターンシップ、 ボランティア活動およびその往復		
補償内容	対人賠償	1事故1億円限度	
milyl) 	対物補償	1 学以 1 怎円恢复	

- 注 1) 保険期間は所定の修業年限です。
 - 2) 保険期間の切れた者(留年・休学者)は、証明書自動発行機より1年間分の保険料を納入し再加入してください。なお、手続方法に変更がある場合には、東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)よりお知らせします。
 - 3) 詳細は、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」(入学時に配付)参照のこと。

●保険料・保険期間

保険料(1年間)	340 円
----------	-------

注)保険期間は所定の修業年限です。

(3) 加入証明書について

学研炎・学研賠は、加入証明書を発行することができます。研究機関やインターンシップ先から加入証明書の発行依頼があった場合は、所定の窓口(※)にて「学研炎・学研賠加入証明書発行願」に記入の上、申し込んでください。証明書の発行は申込み日から原則2日後(ただし土・日・祝日は除く)となります。

※学外で研究等を行う場合は、東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)窓口。 インターンシップ(企業、研究所等)の場合は、学生支援センター(キャリア支援・ 就職担当)窓口。

7 奨学金制度

奨学金制度は教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめ各種の団体により 設けられており、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に困窮している学生に対して奨学 金を貸与または給付するものです。

奨学金関係の事務は東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)で扱っています。募集をは じめ奨学金関係の連絡はすべて UNIPA で行いますので、見落とすことのないよう十分注意し てください。なお、家庭の経済事情の急変などのため奨学金を希望する者は、随時、相談して ください。学生厚生担当窓口において、相談内容を受けて申請対象となるかを確認します。 主な奨学金制度には次のものがあります。

(1) 特別奨学金(本学独自)

故桜井虎三郎氏の遺志により、桜井家からの寄付金及び学校法人東京電機大学からの積立金を基金として設立された奨学金です。学業成績・人物ともに優秀な本学学生で、経済的理由により修学困難な者に対して給付されます。

資 格	本学部の2~4年に在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が 困難な者。私立大学等経常費補助金の補助適用とした家計基準がありま す。
給付額	学費の一部または全額(2018 年度:28 万円)
給付期間	1 年
募集時期	5月
採用者数	工学部8名、未来科学部4名、工学部第二部2名、理工学部8名、情報 環境学部2名、システムデザイン工学部1名(2018年度)

(2) 大学院進学特別奨学金(本学独自)

本学学部成績優秀者の本学大学院修士課程への進学促進のための経済的支援策(経済的に 修学困難な学生への支援策)として、学内推薦入試の合格者を対象に奨学金の給付を行う奨 学金制度です。

資 格	学内推薦入試で合格した学部生のうち、成績ならびに人物が優秀な者。 本学学部生で本学大学院修士課程の9月入学者及び入学後に休学、留年 をしたことがある学生は対象外です。 また、大学院修士課程入学初年度において、学内外に関わらず他の給付 奨学金と本奨学金を併用することはできません。
給付額	年間授業料相当額(大学院初年度のみ)
給付期間	1 年間
募集時期	9~10月
採用者数	各学科 1 名

(3) 東京電機大学学生救済奨学金(本学独自)

保証人(家計支持者)の経済的な理由で学費の支払いが困難となり、学業半ばにして学業 継続を断念せざるを得ない学生に対して奨学金を貸与し、学業継続の機会を与えるものです。 在籍期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部に在籍する学生
貸与額	学費の 1/2 相当額
募集時期	4月と9月の年2回
採用者数	18名 (2018年度)
返 還	無利子·卒業後 5 年間

(4) 東京電機大学学生支援奨学金(本学独自)

本学主催の海外英語短期研修への参加及び高額な教育装置の購入など自己資質向上を目的とする学生に対して、支援奨学金を貸与することにより、学生の学業・学生生活を支援するものです。在学期間中1回に限り貸与されます。

資 格	大学院・学部に在学する学生
貸与額	30 万円以内にて査定
募集時期	随時
採用者数	9名(2018年度)
返 還	無利子·最長卒業後 5 年間

(5) 東京電機大学学生応急奨学金(本学独自)

本学への特定の寄付金をもって設置された奨学金です。本学の学生で人物優秀にして学業 成績良好であり、かつ家計の急変により学費の支弁が困難な者に対して給付されます。

資 格	学部に在学し、人物優秀で学業成績優秀、かつ学費支弁が困難な者
給付額	50 万円の範囲内で決定
募集時期	定期的な募集は行っていません。1年以内に家計急変があり学費支弁が困難な者で、他奨学金の貸与状況・家計急変状況・学費延納状況等から総合的に判断し、応急奨学金の趣旨に相応しい人物を採用します。
採用者数	0名(2018年度)

(6) 東京電機大学校友会奨学金(本学独自)

東京電機大学校友会が昭和59年度より設立した奨学金で、家庭の経済的事情の急変により学業継続が困難な学生に対して在籍期間中1回に限り奨学金が貸与されます。

資 格	本学学生
貸与額	1 回に納入する学費等の相当額。卒業後 5 年間で返還(無利子)
募集時期	随時。但し、学費に充当するため、学費納入期限以前に応募することが 望ましい。
採用者数	3名(2018年度)

(7) 東京電機大学学生サポート給付奨学金(本学独自)

学校法人東京電機大学サポート募金への寄付金をもって設置された奨学金です。本学学部に在学し、過去1年以内に家計急変があり、修学意欲がありながら学費支弁が困難な学生に対して給付されます。奨学生に採用された学生は、大学が主催する学生行事において、他の学生の学生生活を支援する学生ボランティアスタッフとして協力をしていただきます。

資 格	学部に在学し、家計急変により学費支弁が困難な者で、学生ボランティ アスタッフとして協力ができる者
給付額	25 万円
募集時期	5月と9月の年2回
採用者数	8名(2018年度)

(8) 日本学生支援機構による奨学金

優秀な学生で経済的理由のため修学困難な者に対して貸与される奨学金で、「第一種奨学金 (無利子)」と「第二種奨学金 (有利子)」「給付型」とがあります。

【第一種奨学金(無利子)】(2018年度)

成績基準	1年次生については、高等学校での評定平均値が3.5以上であること。 2年次生以上については、クラスの上位1/3以内の成績であること。		
貸与月額	自宅 : 20,000円、30,000円、40,000円、54,000円の中から選択 自宅外: 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円の中か ら選択 ※いずれも収入基準あり。		
貸与期間	最短修業年限(4年)の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。		
募集時期	原則として 4 月上旬の 1 回限り		

【第二種奨学金(有利子)】(2018年度)

成績基準	・成績が平均水準以上であると認められる人・学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込があると認められる人	
貸与月額	2 万円・3 万円・4 万円・5 万円・6 万円・7 万円・8 万円・9 万円・10 万円・ 11 万円・12 万円の中から選択	
貸与期間	最短修業年限(4年)の終期まで。 ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金貸与が停止または取消される場合があります。	
募集時期	原則として4月上旬の1回限り	

*併用貸与……第一種奨学金の貸与のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金 の貸与もあわせて認められる場合があります。

【給付型】(2018年度)

申込資格	「家計支持者が住民税非課税」又は「社会的養護を必要とする人」に該当し、各高等学校等が定める人物・健康・家計・学力について基準を満たし、学校長に採用候補者として推薦されること。※大学進学後、期限内に「進学届」を東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)へ提出することで、給付奨学生として正式に採用されますので、ご注意ください。		
給付額(月額)	自宅: 30,000円 自宅外: 40,000円		
給付期間	最短修業年限(4年)の終期まで ※奨学生として適格性を失ったときは、奨学金給付が停止または取消される場合があります。		

2018 年度日本学生支援機構奨学生数

(延人数:2018年10月現在)

	学部	_	種類	_	第一種奨学金	第二種奨学金	給付	合計
工		学		部	331	639	9	983
未	来	科	学	部	185	348	10	547
シス	ステムラ	デザィ	(ンエ:	学部	92	133	6	231
I	学岩	部分	第二	部	122	165	8	298
理	I		学	部	334	651	6	996
情	報具	景 均	第学	部	65	125	0	190
合				計	1,129	2,061	39	3,245

(9) 各種団体による奨学金

地方公共団体、その他民間育英団体の奨学金が各種あります。詳しい内容は、募集の依頼があり次第掲示でお知らせします。ほとんどの奨学金が4月~5月に募集を行いますので、掲示を見逃さないように注意してください。このほかに大学を通さないで募集される場合もありますので、直接地方公共団体等に問い合わせることも必要です。

大学に前年度募集依頼のあった地方公共団体・民間育英団体(抜粋)

2018年度(単位:円)

						(半位・円)
名	利	T	貸給	月	額	出願資格
福	島	県	貸与		40,000	県内に居住する者の子女
茨	城	県	貸与	自宅外 自宅	40,000 36,000	県内に居住する者の子女
石	JII	県	貸与		44,000	県内に居住する者の子女
新	澙	県	貸与		51,000	県内に居住する子弟
Ш		県	貸与		52,000	県内に居住する者の子女
宮	崎	県	貸与	自宅外	63,000	県内に居住する者の子女
足	<u> </u>	X	貸与		45,000	足立区内に 6 ヶ月以上居住している者
前澤	育英則	1 ①	給付		35,000	新 1 年次生で東京都民の子女または東京都に居 住している者
池田育	英会トラ	スト	給付		17,000	愛媛県内の高校を卒業している 2 年生以上の者
交通道	貴児育勇	英会	貸与	40,000	0~60,000	交通遺児、保護者に重度の後遺障害がある者
あした	よが育っ	英会	貸与		40,000	保護者が病気または災害により死亡したり、重 度の後遺障害がある者
中村	積 善	会	給付		30,000	他の奨学金を受けていない者
日揮・	実吉奨	学会	給付	300,0	00 (年額)	人物・学力ともに優秀な者
関育	英奨学	全会	貸与		30,000	2 年次生で学業・人物ともに優秀な者
守谷	育英	会	給付		100,000	学力優秀・心身ともに健全な者
中部	奨 学	会	貸与		35,000	人物・学業ともに優秀な者
オーディ	オテクニカ	奨学会	給付		20,000	東京都内に在住し、2年次以上で年に1回奨学 生の集いに出席できる者
	ールパッ 教育振興		給付		50,000	応用化学・機械工学・電気電子工学を学ぶ者。 パッケージに興味のある者
信濃	育英	会	給付)00 (年額))00 (年額)	ボランティア等あらゆる分野の活動を通じて明 るい社会を築くために貢献している者
川本・	森奨学	財団	給付		25,000	学業優秀・品行方正な者
種と	まと則	d	給付		50,000	理工系大学の3年生、学業優秀・健康・品行方 正な者
岡部享	和奨学	財団	給付		30,000	学部 2 年生以上、GPA3.0 以上の学生
大森晶]三記念	財団	給付		30,000	学部 2 年生以上、学業成績、人柄ともに優れて いるもの

8 短期貸付金制度

短期貸付金制度は、皆さんが緊急に金銭を必要とする場合に貸付をする制度で、**東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)**で取り扱っています。

この貸付制度は、同窓会の先輩の皆さんが設けた「東京電機大学同窓会助け合い基金」をもって運用されています。

【短期貸付金の取扱い】

取扱時間	月曜日~金曜日 9:00~19:50 土 曜 日 9:00~18:50
貸付金額	10,000円(一律)
貸付期間	1ヶ月以内(返済期日厳守)

授業期間外の取扱時間は、窓口時間に合わせて短縮または変更する場合があります。

一日に貸付できる人数には限りがあります。また、返済期限を過ぎた場合は、今後の貸付が禁止となり、遅延手数料が発生します。金銭の借用については返済の見通しを立ててから行動し、助け合い基金の趣旨に反した安易な借用は認めませんので注意してください。

9 賃貸アパートの紹介

東京千住キャンパスでは直接斡旋はしていませんが、大学生協および錦電サービス㈱等で取 扱業者を案内しています。

10 課外活動

大学の課外活動の目的は、団体の活動に参加することによって、自主性を養い、協調精神を身につけ秩序を知り、自己の人間形成に役立てることにあります。しかし、課外活動に必要以上のエネルギーを費やし学生の本分である勉学がおろそかになるようであってはなりません。皆さんは、課外活動のこの趣旨目的を十分に把握した上で各自の個性に合った団体を選び意義ある学生生活を過してください。

課外活動をおこなう上での諸手続遵守事項の大要は次の通りですが、詳しくは「学生生活についての規程」を参照してください。

(1) 学外活動をおこなう場合

学生の団体が学外で活動する場合は、「学外活動要領」に基づき東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)備えつけの「学外活動願」に記入の上、活動開始の2週間前まで

に東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)に届け出なければなりません。学外活動終 了後はすみやかに「学外活動報告書」を提出してください。

(2) 学内集会をおこなう場合

学生の団体が学内で集会をおこなう場合は、「学内集会要領」に基づき東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)に備えつけの「学内集会願」に記入の上、東京千住キャンパスで集会をおこなう場合は東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)に、届け出なければなりません。

11 アルバイト

本学ではアルバイトを希望する学生にその紹介を行っています。しかし学生の本分である学業が疎かになってはなりません。教育的配慮と事故防止の観点から時期と職種を制限しています。

(1) 取扱窓口及び大学宛求人票公開

2号館3階 学生支援センター(キャリア支援・就職担当)

(2) 時期の制限

通常授業が行われている期間は紹介しません(家庭教師・塾講師のみ随時紹介)。長期 休業中(夏季・冬季・春季)のみ紹介となります。 学業に支障がないことが原則です。

(3) 職種の制限

別表の制限職種一覧表を参照してください。

(4) 申込方法

公開されている求人票に連絡先が記載されているので、直接求人先に応募してください。

(5) 勤務上の注意

- ① 労働内容、条件などが求人票に記載されている内容と著しく異なる場合には、学生 支援センター(キャリア支援・就職担当)まで申し出てください。
- ② 病気、急用、その他突発的な理由で遅刻・欠勤などする場合には、必ず勤務先へ連絡してください。安易な行動は勤務先へ多大な迷惑をかけるばかりでなく、自分の信用を落とすことになりますので特に注意してください。

〔制限職種一覧表〕

	具 体 例	理由及び参考事項	
	●プレス、ボール盤、旋盤、裁断機など自動 機械の操作	危険で、事故が伴う。	
	●高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い (助手も含む)	免許を必要とし、高度の危険がある。	
危険	●自動車、単車の運転、自転車による重量物 (30kg 以上) の配達	最近の厳しい交通状況から危険度も高く、 また事故を起こした場合の経済的・精神的 負担が重く刑事責任まで負うことになる。	
をピー	●線路内や交通頻繁な路上での作業(測量、 白線引き、交通整理)		
う	●土木·水道工事現場作業		
も の	●建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作 業	落下物・転落等の危険度が大きい。	
	● 2 階以上の高所での屋外作業(硝子ふき、 器具取りつけ等)		
	●ヘルメット着用が必要とされる作業		
	●警備員	会場整理、誘導、受付は除く。	
人害	●農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ 作業、白蟻駆除等)		
人体にも	●特に高温度・低温度の作業	健康上、人体に有害と考えられる。	
有の	●塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中 での作業		
	●労働争議に介入するおそれのあるもの	職業安定法 20 条参照	
法令	●営利職業斡旋業者への仲介斡旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋) に反する。	
に	●マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照	
違反	●出来高払(一定額の賃金の保証のないもの)	労働基準法 27 条参照	
する	●募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみ とするもの		
ŧ	●募集・採用の人数を男女別に設定するもの	男女雇用機会均等法参照	
	●募集・採用に当たり、性別により異なる条件を付すもの		

	具 体 例	理由及び参考事項
	●街頭でのチラシ配り、ポスター貼り	内容的に問題があったり、無許可の場合が 多い。
教育	●不特定多数を対象とした街頭や訪問による 調査	相手側の了解が得られない場合が多く、ト ラブルの原因となることが多い。
的	●訪問販売、勧誘、専門におこなう集金	
教育的に好まし	●競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作 業	
くな	●バー、マージャン、パチンコなどの風俗営 業の現場作業、長期継続の深夜作業	
いもの	●夜間作業	
0)	●選挙の応援に関する一切の業務	大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
	●スパイ行為、興信所業務に類する調査	
	●人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
望ま_	●労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等 に関することが明示されていないもの。登 録制によるもの。
しくない求人	●人員の限定を条件とするもの	例えば 10 人中 1 人でもかけると他の 9 人 を不採用とするようなもの。
	●学生を紹介しても採否の連絡が無かった り、正当な理由なく採用されないことがし ばしばくり返されるもの	
	●各大学の判断により好ましくないもの	

12 後援会

(1)後援会について

後援会は学生の父母(または、保証人)と教職員が会員となり、会員の中から選出された 役員により、学生が充実した楽しいキャンパスライフを過ごせるように様々な事業を行って います。

また、後援会の事業は会員の皆様からの会費によって運営されています。

(2) 後援会の事業

・父母懇談会の開催

各キャンパス及び全国各地(10 会場・2018 年度実施)で開催をしています。父母懇談会では、会員へ大学の現況報告をお知らせし、教職員と面談する機会を設けています。 父母懇談会は父母同士の意見交換や懇親の場でもあります。

- ・『父母のための東京電機大学ガイド』の発行
- ・会誌『学苑』の発行

年に3回、会員へ郵送しています。学苑には、学生生活の報告、教育・事業の報告、 大学行事の報告等が掲載されています。

・メールマガジン配信

『学苑』でお伝えしきれない内容や緊急連絡等をメールマガジン登録会員(父母)へ配信しています。

- ・クラブ活動への補助
 - 委員会・クラブ・同好会の課外活動に対し、補助金による支援を行っています。
- ・学園祭・体育祭への補助

旭祭(東京千住キャンパス)、鳩山祭(埼玉鳩山キャンパス)、全キャンパスが一同に集 う合同体育祭に補助金による支援を行っています。

・キャリア・就職支援

学生と本学卒業生が懇談し、卒業生の活動状況と将来計画の相談等を行う『仕事研究セミナー』や、キャリアガイダンスの開催に対して補助金による支援を行っています。

・国際交流への補助

学生と留学生との交流をはかるイベントや、日本人学生に海外留学の魅力を広報することに対して補助金による支援を行っています。

後援会のホームページ

http://www.soe.dendai.ac.jp/gakusei/G_supporter_association/supporter_association.html

13 校友会

校友会は学園各校(大学院、大学、短期大学、高等学校、中学校、電機学校)の同窓会で構成され、卒業生と在学生が会員となっています。

1. 在学生(在学会員)支援

校友会は、学園祭・合同体育祭やクラブ活動等への資金補助、奨学金貸与、就職活動支援 といった支援を行っています。特に校友会の各県支部や職域電機会(同じ職種・企業内の同 窓会)は、就職活動の際、皆さんの力になることと思います。

2. 東京電機大学校友会奨学金

本奨学金は、在学生(在学会員)の本人または保証人の事情により学費等校納金の支払い に困難が生じた場合、在学期間中1回に限り校友会が貸与するものです。

貸与を希望する方は、学生アドバイザーまたは東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当) に相談してください。

【募集】学費等納入期限の 10 日前まで、学費延納が認められた場合、その期限の 10 日前まで

【審査】書類審査と面接により貸与を決定します

【貸与】学費(授業料及びこれと同時に納付する金員を含む)の 1/2 相当額

【返還】卒業から6ヶ月経過した後、5年間の元本均等返済(一括返済可・無利息)

3. 大学同窓会の活動

大学同窓会はOB·OG会やクラス会の援助だけでなく、学園や校友会と連携して在学生(在学会員)を支援しています。主な活動は次の通りです。

(1)在学生の活動支援

団体・個人を問わず、クラブ活動、研究活動、競技会への出場、ボランティア活動といった活動の資金補助をしています。要申請です。

(2)優秀団体表彰

各キャンパスの学園祭開催に合わせて「丹羽賞」「同窓会奨励賞」授与式を開催し、優秀な学生団体を表彰しています。

【丹羽賞】過去1年間に優秀な成績をあげた学生団体に授与。

【同窓会奨励賞】丹羽賞の対象ではないが、地道に活動を続けている団体に授与。

(3)就職活動支援

毎年1月・2月に学園と協力して、"仕事研究セミナー(キャリア教育支援行事)"を開催しています。産業界で活躍している先輩の就職進路相談は、就活生から好評を得ています。

4. 校友会を訪ねてください

校友会は東京千住キャンパス 1 号館 2 階にあります。先輩のこと、出身地の校友会支部 のことなど、知りたいことがありましたらお気軽にご相談ください。

一般社団法人 東京電機大学校友会

〒 120-8551

東京都足立区千住旭町5番東京電機大学東京千住キャンパス1号館2階

TEL: 03-5284-5140 E-mail: kouyukai@jim.dendai.ac.jp FAX: 03-5284-5187 URL: http://www.tduaa.or.jp/koyu/

業務時間 9:00~17:00

14 東京電機大学シーサート(TDU-CSIRT)

CSIRT (Computer Security Incident Response Team: シーサート) とは、コンピュー タセキュリティにかかるインシデントに対処するための組織の総称で、本学には東京電機大学 シーサート(TDU-CSIRT)が設置されています。

TDU-CSIRT は、本学と本学のブランド価値を守るため、情報セキュリティに関する対応・ 対策窓口を提供すると共に、インシデント対応および発生の予防を支援することにより、学内 外のセキュリティ向上に貢献することを目的として活動しています。

(1) インシデントの通報案内

近年は、本学に向けた各種サイバー攻撃も非常に高度化・多様化しており、日常的に学内の コンピュータを狙った攻撃に晒されています。本学に関する情報漏洩、標的型攻撃、Web サ イトの改ざんなどのインシデントを発見された場合は、E-mail にて TDU-CSIRT へ通報をお 願いいたします。

【情報セキュリティインシデント発見時の通報連絡先】 tdu-csirt@csirt.dendai.ac.ip

■取り扱うインシデント対象範囲

TDU-CSIRT では、次のような情報セキュリティインシデントを取り扱い、インシデント対 応を行います。

1. 情報漏洩

本学が管理する重要な情報(例えば個人情報等)について、情報漏洩、盗難および 紛失、またはこれらの可能性が疑われる事案が発生した場合

2. 標的型攻擊

標的型攻撃の発生または発生が疑われる事案が起きた場合

3. Web サイトの改ざん

本学が管理する Web サイトの改ざんが発生した場合

4. DoS (Denial of Sevice) 攻撃

本学に対して DoS 攻撃が発生した場合、外部に対して本学が管理するサーバ等が DoS 攻撃の攻撃元となる事案が発生した場合

5. 不正侵入

本学が管理するサーバ等へ不正侵入し、踏み台として、さらに組織の内部に侵入し ようとしたり、外部の他組織を攻撃したりする事象が発生した場合

6. 不審なシステムダウン

本学が管理するサーバ等への不正侵入等による不審なシステムダウンが発生した場合

7. その他

その他、本学の情報セキュリティを脅かす事象が発生した場合

(2) Web サイトによる各種情報提供

TDU-CSIRT では Web サイトで次のような情報を発信・提供しています。 定期的に確認し、セキュリティ向上に活用してください。

- ・学内外に向けたセキュリティに関する注意喚起情報
- ・コンピュータやソフトウェアに関する脆弱性(ぜいじゃくせい)情報
- ・セキュリティ向上を目的とした啓発情報

■ TDU-CSIRT Web サイト

https://www.csirt.dendai.ac.jp/



TDU

東京電機大学

Copyright ©2018. TDU-CSIRT

STOP! HARASSMENT

ハラスメント防止宣言

東京電機大学は、個人の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大 限に発揮されるような、自由な学問と教育の場であることをめざしています。

そのためには、学生等が教育・研究などの諸活動を相互信頼のもとに進められるよう、安全で快適な環境を整えていくことが重要であると考えています。

人間関係において相手を対等な関係と見ることなく、差別したり、性的な対象として心理的、身体的に傷つけたりすることはあってはならないことです。

しかし不測の事態に備え、ハラスメント相談受付窓口を設け、相談内容に応じてハラスメント対策委員会委員長が、適切なハラスメント相談員を紹介あるいはハラスメント調査委員会を組織して事実関係を調査するなど、ハラスメントの防止に取組むことを宣言します。

平成16年4月1日宣言



TDU

東京電機大学

TOKYO DENKI UNIVERSITY

東京千住キャンパス ハラスメント対策委員会

ハラスメント相談受付窓口

ハラスメントに少しでも悩んでいたら、一人で 悩まず、ハラスメント相談受付窓口を利用して ください。

詳細は専用パンフレットで確認してください。

What's HARASSMENT?

「ハラスメント」とは、相手に不快感や脅威を感じさせる不適切な言動のことを意味します。

教職員と学生、サークルやゼミの先輩と後輩など立場を利用したものだけでなく、同級生同士でも相手が不快に感じる言動は「ハラスメント」になります。



セクシュアル・ハラスメントとは

相手の意に反して行われる性的な内容の発言や行動を意味します。

- ●性的な関係・交際・行為を強要する
- ●身体に触れる
- 身体的特徴について話題にしたり、視線を浴びせたりする
- ●性的な話題を聞かせたり、あるいは聞き出そうとする基本的には「対価型」と「環境型」の2つに分けられます。



対価型とは、強い立場を利用して相手の処 遇に便宜を図る対価として性的要求をしたり、 弱い立場の人がそれを拒否した場合、その人 を不利な状態に陥らせたりするものを言います。

- ●成績評価や指導面、処遇面などの条件に性的関係を迫る。
- ●酒席や交際を断られたこと等を理由に成績 評価や指導面、処遇面などについて不当な 扱いをする。

環境型

環境型とは、周囲の人が不快になるような性に関する文書・写真を掲示したり、言葉や行為などによって環境を悪化させることを言います。

- ●卑わいな冗談を言ったり、異性の差別的発言をする。性的な噂を流したり、個人的な性的体験談を話したり、聞いたりする。
- ●ヌードポスターやわいせつ図画等を掲示、 配布したり、パソコン等に卑わいな画像を 表示する。

これは、セクハラ!

- ●相手の身体を上から下までジロジロ見つめる。
- ●相手の髪·肩·背中·腰など身体を不必要に触る。
- ●相手のスリーサイズを聞く、身体的特徴を話題 にする。
- 異性との仲を噂する。
- ■講義中に教員が卑わいな発言や、差別的な発言をする。
- コンパの席で男性教員(先輩)の横に女子学生を必ず座らせ、お酌をさせる。
- ●食事やデートにしつこく誘う。性的な内容の電話をかけたり、手紙やメールを送る。

これもセクハラガモ・・・

- 挨拶代わりに毎日、肩をたたく。
- ●「男のくせに根性がない」、「お茶を入れるのは女の仕事」、成人に対して「男の子・女の子」、「おじさん・おばさん」など人格を認めないような呼び方をする。
- 「いいプロポーションだね」、「ミニスカートが魅力的だね」と言う。
- 「何で結婚しないの?」、「子供はまだなの?」と聞く。



アカデミック・ハラスメントとは*

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせ、差別、人格を傷つ ける発言などを指します。

これはアカハラ!

- 卑わいな発言に抗議したら、「冗談の通じないやつには単位をやらない」と言われた。
- 「お前はやっぱりダメだ」と言って指導を放棄された。
- 「大学をやめろ」とか「卒業させない」と必要以上に何度も言われた。
- ■同じ研究チームなのに、理由もなくはずされたり、理由もなく論文著者名の変更などされた。

大切なのは相手の判断

あくまでも相手の受け止め方によるものであり、言動を受けた者 が不快に思うかどうかによって判断されます。

拒否または、服従したかどうかは問題になりません。

もし、あなた自身が ハラスメントを受けていると 感じたら

- ●勇気をもって、「NO」の意思表示をしましょう。相手に言葉ではっきり伝えることが大切です。
- 誰から、いつ、どのような被害を受けたかなど、できるだけ詳しく記録しておきましょう。
- ●信頼できる周囲の人に相談しましょう。

ハラスメントの現場に 居合わせたなら

周りの人にも できることがあります

- ●自分の周囲で被害にあっている人がいたら、毅然として「いけない」とはっきり言いましょう。
- ●被害にあっている人の相談にのりましょう。必要な場合は証人 になることもできます。
- ●解決が難しいと感じた場合は、ハラスメント相談受付窓口に行くように勧めたり、必要に応じて同行しましょう。

加害者にならないために米



私たちは、誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、加害者になる可能性もあります。自分でも気がつかないうちに相手に不快な思いをさせたり、相手の心をひどく傷つけているケースも多々あります。その場合、必ずしも相手が不快の念を表明するとは限りません。対等でない立場にいる場合、相手に遠慮して話せない心理状態に追い込まれていることも考えられます。

ハラスメントを起こさないために、日頃から相手の気持ちを気 遣うように心がけ、日々の自らの言動をチェックし、お互いを尊 重し、認め合う関係を築くよう心がけることが大切です。

第10章 各種施設

1 東京千住キャンパス開館時間

東京千住キャンパスの開館時間は以下の通りです。

	平日(土曜日も含む)・祝 日授業日	日曜日・祝日	
1 号館			
2 号館			
3号館	8:00~22 : 30	終日閉館	
4 号館			
5 号館			
東京千住アネックス (アネックスを使用する学生のみ)	9:00~20:50 (体育館は20時まで)	9:00~18:00 (体育館は10時~16時)	

- ※ 休業期間中及び各種行事日程等、並びに上記内容が変更になる場合においては、別に 指示します。
- ※ 卒業研究等の理由により、開館時間外にやむを得ず研究室等に残留を希望する場合には、あらかじめ指導教員へ申し出てください。許可が得られた場合に限り、指導教員が該当施設の施錠・解除の予約設定をします。

2 厚生施設・運動施設

(1) テニスコート・体育館

利用申請は、利用目前日または当日の窓口時間内に受付けます。東京千住キャンパス事務部(学生厚生担当)窓口で利用願を提出し、許可を受けてください。利用可能時間等、詳細な情報については、別途 UNIPA にて連絡します。

(2) トレーニングルーム (3号館2階)

体育の授業以外の下記時間帯に利用できます。利用申請は、別途 UNIPA にて連絡します。

●利用可能時間 月~土曜日(祝祭日除く) 9:00~21:00

(3) ランニングコース(1周100m、2号館屋上)

●利用可能時間 月~土曜日(祝祭日除く) 9:00~17:00

3 学生食堂と売店について

(1) 学生食堂

3号館2階とM2階に学生食堂があります。

2 階では定食類・丼もの、M 2 階では麺類を中心に販売しています。

【営業時間】 月~金 2階 11:30~19:30

M2階 11:30~14:00

土曜 2階 11:30~14:30

※夏季・冬季休業期間中等、授業期間外は別途定めます。

※営業時間は変更となる場合があります。

(2) 売店

3号館3階に売店があります。

菓子類やドリンク、書籍、文具等の販売を行なっています。

また、貸しロッカーの年間貸出も行なっています。

【営業時間】 月~金 8:50~19:50

土曜 11:00~16:30

※夏季・冬季休業期間中等、授業期間外は別途定めます。

※営業時間は変更となる場合があります。

(3) 売店 (コンビニ)

5号館3階に売店(コンビニ)があります。

お弁当、おにぎり、パン、サンドイッチ、お菓子、ヌードル、飲料等の販売をしています。

【営業時間】 月~金 8:30~18:30 +曜 10:30~14:00

※夏季・冬季休業期間中等、授業期間外は別途定めます。

※営業時間は変更となる場合があります。

(4) 移動販売車等の昼食販売

- ・3号館1階ラウンジにて弁当を販売しています。
- ・3 号館前キャンパスプラザにて移動販売車が日替わりでランチを販売しています。

(5) その他飲食物の販売

- ・各号館各所にドリンク・軽食の自動販売機を設置しています。
- ・2号館6階・9階に食品自動販売機(おにぎり、パン、お菓子等)を設置しています。

4 総合メディアセンター

4-1 総合メディアセンター

総合メディアセンターでは、学生と教職員の教育・研究活動のために、学園全体にさまざまなサービスを提供しています。総合メディアセンターのサービスは、全てのキャンパスにおいて 1 つのパスワード(共通パスワード)で利用することができます。

学生証

総合メディアセンターのサービス(図書資料の貸出、コンピュータの利用(印刷)、入退室管理等)を利用するときに必要です。学内では必ず学生証を首から下げるようにしてください。

パスワード

パスワードは、総合メディアセンターの各種サービスとポータルサイト(DENDAI-UNIPA)を利用するために必要です。パスワードは、パスワードガイドラインをよく確認して安全性の高いパスワードを設定するとともに、他人の目に触れないように責任を持って管理してください。

■パスワードの使い回し禁止

学外サービスと同じパスワード(類似したもの、法則性のあるものも同様)は設定をしないでください。学外サービスでパスワードが漏れてしまえば、同じパスワードを使っている学内外の全てのサービスが不正に利用されてしまう恐れがあります。

■安全性の高いパスワードを設定する

パスワードの安全性を高めるには、他人から推測されにくくツール等で解析されにくいよう に、様々な文字種を利用してパスワードを長くすることが重要です。

■パスワードは厳重に管理する

パスワードは、他人に知られたり、忘れたりすることがないように厳重に管理してください。例えば、パスワードを記載した付箋を PC に貼り付けたり、他人にパスワードを教えたりしてはいけません。

■初期パスワードは速やかに変更する

あなたの個人情報を守るためにも、初期パスワードが発行されたら、速やかに変更してください。初期パスワードは発行後一定期間が経過すると利用できなくなります。

サービス時間

授業期間中は下記時間帯に利用できます。

場所	施設	開館時間
2号館1、2階 (入□は1階のみ)		月〜土(休講日除く) 8:45〜22:00 (一部施設は 21:45 まで)
5号館6階	図書館	5号館6階の開館時間 月〜土(休講日除く) 10:00〜22:00 (一部施設は21:45まで)
2 号館 4 階	PC 教室	月~土(休講日除く) 9:00~21:30

都合により変更になる場合があります。また、休業期間中にも開館している日がありますので、詳細は総合メディアセンターのWebページもしくは掲示を確認してください。

総合メディアセンターの Web ページ

https://www.mrcl.dendai.ac.ip/

各サービスのメニューが表示されます。

見たいサービスやカテゴリをクリックしてください。

利用上の注意

- ■環境保持のため、施設内に飲食物を持ち込むこと・喫煙は堅く禁止します。 ※ただし、蓋のできる密閉容器に入った飲み物に限り、持込みを認めています。
- ■総合メディアセンター施設内には、濡れたままの傘を持ち込むことを禁じています。濡れた 傘は、備え付けの傘袋に入れて持ち込んでください。
- ■他の利用者の迷惑とならないようマナーを守って利用してください。
- ■携帯電話の通話は禁止します。どうしても使用したいときは、総合メディアセンター施設から退出して使用してください。
- ■総合メディアセンター内ではスタッフの指示に従ってください。指示に従わない場合は退出 していただきます。
- ■総合メディアセンターの施設及び資源は、教育・研究を目的としたものです。目的以外に利用した場合、その他、不正行為を行った者は、学則に則って処分します。

4-2 図書サービス

(1) 図書資料の貸出

借用したい図書資料に学生証を添えて、カウンターへ提出してください。自動貸出機を利用して貸出手続きをすることもできます。また、他キャンパス所蔵の図書資料も、取り寄せて利用することができます。

■貸出冊数と貸出期間

対象	貸出冊数	貸出期間
学部 1~3 年生	5 冊	2 週間
卒業年次生(学部4年生)	10 冊	1ヶ月
大学院生	10 冊	1ヶ月

※予約者がいなければ、貸出期間の更新ができます。返却期限日までに手続きをしてください。更新は、自動貸出機を利用するか、または、図書 Web ページから ID とパスワードを入力するだけで簡単に手続きすることができます。

注意!

図書資料を延滞した場合、返却の遅れた日数分貸出停止となりますので注意してください。なお、借用中の図書資料を紛失したり汚損したりした場合には、弁償していただきます。

■館内利用の資料

1	禁帯出の赤ラベルが貼ってある図書資料
2	雑誌
3	修士論文及び博士論文(一部複写不可のものもあり)
4	視聴覚資料(DVD など)
5	貴重書

※表にある 1~4 の他キャンパス資料は取り寄せが可能です(2 の雑誌は一部取り寄せ不可のものもあり)。カウンターで手続きをしてください。

■コピーについて

図書資料のコピーは図書館内の複合機を利用してください。

著作権に関しては、利用者が全責任を負うものとします。

※著作権に関する注意(著作権法第31条より抜粋)

図書館においては、次に掲げる場合には、図書資料を複製することができる。

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合

(2) 図書資料の返却

借用図書は、定められた期日までに返却してください。返却はどのキャンパスでも可能です。返却期限日は、図書 Web ページから簡単に確認することができます。卒業・退学・除籍・転学などの場合は、貸出残余期間にかかわらず即時返却してください。

休館日、開館時間外の返却は、ブックポストを利用してください。ブックポストは、各キャンパスの総合メディアセンター正面出入口に設置されています。

東京千住キャンパスは、2号館1階に設置しています。

(3) 図書資料の購入

購入希望の図書資料は、図書Webページから依頼することができます。購入不可の場合と、 購入後貸出可能となったときに、メールで連絡します。

(4) 図書資料の予約

図書資料は、図書 Web ページから予約することができます。図書資料が到着したらメールでお知らせします。貸出可能日以降にカウンターへ取りに来てください。

	所属キャンパスの資料	他キャンパスの資料
予約できる資料	貸出中のもの	貸出中のものも含めて全て
貸出可能日	総合メディアセンター	からのメールの発信日
取り置き期間	7 E]間

※資料が各キャンパスに届くまでの日数

東京千住 ⇔ 埼玉鳩山 1~2 日

※状況によって日数が変更になる場合があります。

(5) 各種サービス

レファレンス サービス	図書資料及び利用方法に関する質問、学内(外)の情報検索等についてカウンターのスタッフが相談に応じます。
相互利用サービス	必要な資料が本学にない場合は、学外諸機関、他大学図書館等を調 査して文献の複写·図書資料の貸借依頼や利用案内、紹介をします。
検索サービス	本学で所蔵している図書資料は、OPACで検索することができます。 図書館内の OPAC 端末及び総合メディアセンターの図書 Web ページから利用してください。
当日貸出サービス	グループスタディ(予約制)の利用や、プロジェクター・ノート PC などの各種機器、USB 扇風機・ひざかけなどの貸出を行っています。

(Web によるお知らせとサービス)

https://lib.mrcl.dendai.ac.jp/

図書 Web ページで以下の情報を公開、サービスを提供しています。

- ・資料検索
- · 図書資料予約
- ・返却期限の確認(自分が借用している図書資料の返却期限の確認)
- ・借用図書の貸出期間の更新
- ・ 文献複写・図書資料貸借依頼(他機関へ依頼の場合は有料)
- ・図書購入依頼 (購入希望図書の申込)

- · 新着図書情報
- ・ベストリーダ情報(よく利用される図書資料)
- ・オンラインジャーナル (IEL Online、ACM Portal、他多数)
- 各種データベース
- ・電子図書館

メールによるお知らせ

図書サービスに関する連絡は主にメールで行っています。メールはすべて学籍番号宛になります。学生の場合は、"学籍番号 @ms.dendai.ac.ip"です。

以下のような連絡をメールで行いますので、常に確認してください。

- ・予約図書資料到着のお知らせ
- ・貸出・更新・返却履歴(前日分)のご案内
- ・返却期限日のお知らせ(返却期限日の1日前に連絡)
- ・延滞のお知らせ(返却期限日以降に連絡)
- ・文献複写・図書資料貸借到着のお知らせ
- ・購入希望図書到着・却下のお知らせ

(6) 各種設備

メディアゾーン	開架書架・集密書架エリアには、図書がNDC(日本十進分類法)により主題別に分類されています。また、集密書架エリアには学術雑誌(バックナンバー一部含む)も配架されています。受験書や就職本、旅行・レジャー・地図などの図書のコーナーも設置しています。読みたい本を自由に探して閲覧することができます。 静粛閲覧エリアもあります。
ラーニングゾーン	グループスタディエリアは、ディスカッションしながらの学習や、プレゼンテーションの練習等、グループで使用することができます。 ラーニングコモンズエリアは、相談しながら学習が可能なエリアです。可動式のホワイトボードを設置しています。
リーディングゾーン	閲覧エリアとブラウジングエリアがあります。ブラウジングエリアは、くつろいで新聞や雑誌を読みたいときに利用してください。また、日替わりで本学の所蔵している DVD を放映しています。
アクティブラーニン グゾーン	個人学習からグループ学習まで利用することができます。静粛閲覧 エリア、ラーニングコモンズエリア、プレゼンテーションエリア、 グループスタディエリアを設置し、グループで画面共有できる機器 があります。

図書サービスに関するお問い合わせは下記まで

図書閲覧カウンター (2号館1階・2階,5号館6階)

メール: k-library@mrcl.dendai.ac.jp

4-3 コンピュータサービス

総合メディアセンターでは、コンピュータ関連のシステムを数多く整備しています。ここでは、皆さんが直接利用するシステム、サービスを紹介します。

(1) コンピュータサービスの利用にあたっての注意事項

本学では、「東京電機大学学生向けセキュリティガイドライン」を策定し、学生がコンピュータ、携帯情報端末やネットワークを利用するにあたって遵守すべき事項をまとめています。 セキュリティガイドラインの内容を十分に理解し、コンピュータサービスを適正かつ安全に利用するようにしてください。

以下の行為は、厳禁です。

- ・法令や公序良俗に反するコンテンツの表示
- ・著作権などの第三者の知的財産権を侵害したり、侵害を助長する行為
- ・大学のサーバーやネットワークに負荷を生じさせる行為
- ・ネットワークの帯域を占有する行為
- ・ほかのコンピュータやネットワークに損害を与える行為
- ・研究、教育と全く関係の無い利用

特に、次の点に注意してください。

「P2Pタイプのファイル共有プログラムの利用厳禁」

「ネットワーク対戦ゲーム等の利用厳禁し

「電子メールでの大量ファイルの送受信厳禁し

ガイドラインに違反する場合、総合メディアセンターの管理するコンピュータやネットワークの利用を停止する場合があります。さらに悪質な場合には学則に則って処分します。

(2) ユーザ端末システム

総合メディアセンターが管理運用している PC です。共通パスワードで、全キャンパスのユーザ端末システムが利用できます。

授業が実施されていない PC 教室は自習利用として開放しています。また、自分の PC からユーザ端末システムと同等な環境を利用できるリモートサービスも備えています。授業・研究で利用するための多種多様なソフトウェアがインストールされていますのでご活用ください。

ただし、システム保護のため、ソフトウェアのインストールや各種設定の変更等はできませんのでご了承ください。

(3) プリントシステム

ユーザ端末をはじめ、学内ネットワークに接続された PC から利用できるオンデマンド方式の印刷環境です。プリント・コピー・スキャンができる複合機やモノクロ・カラー大判プリンタがあります。ただし、教育・研究目的以外の利用は禁止しています。

プリントシステムはプリントポイントによる出力管理を行っています。毎年度初めに各

ユーザに初期のプリントポイントとして 1,000 ポイントを付与し、利用の度に利用種別に応じたプリントポイントが消費されます。プリントポイントの追加には、申請が必要です。必要ポイント数の「総合メディア印刷ポイント」を証明書自動発行機で購入し、2 号館 4 階コントロールルーム・PC カウンターへ提出してください。年度末に残ったポイントは翌年度へ繰り越しされます。

参考)ユーザ端末、プリンタ設置台数

場所	室名	ユーザ端末	複合機	モノクロ大判	カラー大判
1号館6階	学生ラウンジ		1台		1台
2 号館 1 階	閲覧エリア 1		1台		1台
2号館2階	閲覧エリア 4	4台	2台※		
	静粛閲覧エリア		1台		
2 号館 4 階	PC 教室 1	84台	1台		
	PC 教室 2	42台	1台		
	PC 教室 3	68台	1台		
	PC 教室 4	56台	1台		
	PC 教室 5	80台	3台	2台	
	PC 教室 6	50 台	2台	1台	1台
	PC 教室 7		1台		1台
	プリントルーム	2台	1台	1台	1台
2号館9階	学生ラウンジ		1台		
4号館3階	学生ラウンジ		1台		1台
5号館6階	アクティブラーニングゾーン	1台	1台		1台

[※]閲覧エリア4に設置している複合機の1つは課金制複合機です。

(4) メールシステム

学生には入学と同時にメールアドレスが付与されます。

メールアドレスは、"学籍番号 @ms.dendai.ac.ip"です。

ブラウザを利用した Web メールシステムも提供しています。自宅、外出先から、Internet Explorer などの Web ブラウザが使える環境があればメールの送受信が可能です。また、メールを他のメールアドレスや携帯電話に転送するよう設定ができます。

大学からのお知らせが個人宛に送られてきますので、日々確認してください。 マナーを守り、コミュニケーションツールとして利用してください。

[※]設置場所や設置台数は変更する場合があります。最新の情報は、Webページで確認してください。

(5) ネットワーク

■無線 LAN

東京千住キャンパス内では、ほぼ全域で無線 LAN の利用ができます。

■情報コンセント

東京千住キャンパスでは、以下の場所に情報コンセントを備えています。

場所	施設名称	
1号館2階	丹羽ホール	
2号館1階	図書館	
2号館2階	図書館	
2号館4階	PC 教室 5 (一部)、PC 教室 6 (一部)、PC 教室 7	
2 号館 9 階	2901、2903 教室	
2 号館 10 階	21001、21003、21004、21005 教室	

利用に際しては認証が必要になります。利用方法については Web ページを確認してください。

- ・インターネットを経由して学外のコンピュータへ接続することは、学外の他機関の通信用コンピュータや専用回線などを利用することになります。快適な利用をするために、無駄な接続やデータ転送をしないよう心がけて利用してください。
- ・総合メディアセンターでは快適な利用ができるように、ネットワークの利用状況を常時モニ タリングしています。
- ・メールアドレスを間違えたり、むやみに大量のデータを送受信しないでください。
- ・インターネット上の情報(文章・画像・音声等)の取り扱いは、著作権を侵害しないよう細心の注意を払ってください。また、「学内ネットワークを利用した営利行為」「迷惑メールの発信」「個人・特定団体への誹謗・中傷」「著作権侵害行為」などの悪質な行為は、学則に則って処分します。
- ・コメントの書き込みや記事の投稿が可能なソーシャルメディアを利用する場合には、不用意 な言動が、あなた自身や家族に深刻な状況をもたらすことがあり得ます。

投稿内容は、いろいろな文化的背景や価値感を有した、さまざまな立場の方々が目にします。ある人には問題のない言動であっても、別の人に対しては攻撃的であったり、配慮に欠けた言動と捉えられる場合があります。

投稿する話題の選び方、言葉遣いと表現には注意しましょう。

(6) ソフトウェアライセンス

学生所有の PC においても大学で契約しているライセンス形態に応じて、利用できるソフトウェアがあります。Microsoft 製品、ウイルス対策ソフト、Mathematica、MATLAB、

ChemDraw 等ソフトウェアによりサービス内容が異なりますので、詳しくは Web ページを確認してください。

(7) PC 周辺機器貸出サービス

2号館4階コントロールルーム・PC カウンターでは、以下の PC 周辺機器を貸し出しています。必要な場合には窓口まで申し出るようにしてください。

- ・外付け DVD ドライブ
- ・ヘッドセット(授業利用優先)
- LAN ケーブル (1m)
- ・カードリーダ (SD カード、MS、CF 等対応)

貸出日当日に返却してください。

(8) サイネージ (電子掲示板)・KIOSK 端末

東京千住キャンパスのラウンジやロビーの各所にはサイネージ・KIOSK端末が設置されています。

サイネージには休講補講情報や大学からのお知らせ等が表示されますので確認してください。また、KIOSK 端末に学生証をかざすと、ポータルサイト(DENDAI-UNIPA)や図書館の Web ページ、またサイネージの掲示を確認することができますので活用してください。

(9) 相談、申請

■パソコン操作やプログラム作成時のエラーなどで困ったとき 本学の大学院生が白衣を着用し利用相談員として勤務しています。

期間 : 授業期間中

場所 : 2号館4階PC教室

※原則、自習開放している教室に勤務しています。

メール: pg-soudan@ms.dendai.ac.ip

※メールでの質問は授業期間中ならば随時受け付けています。

■各種申請手続き

総合メディアセンターへの申請手続きは、2号館4階コントロールルーム・PCカウンターにて受け付けています。

・プリントポイント追加申請 証明書自動発行機で「総合メディア印刷ポイント」の購入が必要です。

・共通パスワード再発行申請パスワードを失念した場合は、再発行の申請が必要です。

場 所: 2号館4階コントロールルーム・PCカウンター

メール: k-computer@mrcl.dendai.ac.jp

4-4 東京電機大学情報システム利用者パスワードガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、学校法人東京電機大学情報戦略ポリシーに基づき、本学の情報システムを利用する際のパスワードに関し、利用者が予め理解しておくべき事項を示すことを目的とする。

パスワードは他人に知られると利用者本人の個人情報が漏洩するだけでなく、漏洩したパスワードを使って本学の情報システムを不正に利用されたり、犯罪などに悪用されたりする 危険性がある。

本学の情報システムを利用する者は、パスワードの重要性を十分に理解し、他人から推測されにくく解析されにくい安全性の高いパスワードを設定すること、学外サービスとの間でパスワードの使い回しをしないこと、他人の目に触れないようにパスワードを管理することなど、責任を持って自己のパスワードの適切な管理と利用を行わなければならない。

2. パスワードに係る全般的な注意事項

2.1. 初期パスワードの変更

利用者は、アカウントが発行されたら直ちに初期パスワードを自己のものに変更すること。 初期パスワードのまま情報システムの利用を継続してはならない。なお、初期パスワードは 発行後一定期間が経過すると利用できなくなるので、その前に変更すること。

2.2. 安全性の高いパスワードの設定

安全性の高いパスワードは、他人から推測されにくく、ツール等によるデータ解析で割り出しにくいものである。攻撃者がパスワードを解析する方法には、インターネット上で流失したパスワードを試す「リスト型攻撃」、文字の組み合わせを全て試す「総当り攻撃」、パスワードによく使われる文字列を試す「辞書攻撃」などがあり、これらからパスワードを守るにはデータ解析に時間がかかり、パスワードを探し当てることが事実上不可能にする必要がある。そのためにはパスワードには様々な文字種を利用し、パスワードの文字列の長さを長くすることが重要である。

利用者は、上記のような安全性の高いパスワードを設定するために、以下の条件を全て満足するように自己のパスワードの文字列を設定する必要がある。

- (1) パスワードの文字列の長さを、10 文字以上20 文字以下で設定する。
- (2)パスワードの文字列には、以下の各文字種から各 1 文字以上を含むこと。
 - 英大文字(A~Z)
 - · 英小文字(a~z)
 - ·数字(0~9)
 - ・記号のうち、情報システムで使用可能なもの
- (3) 以下の文字列は他人が容易に推測もしくは解析により特定可能であるため、パスワードとして設定してはならない。
 - ・利用者個人が保有する情報から容易に推測できる文字列(名前、ユーザID、メー

ルアドレス、生年月日、電話番号等)

- ・辞書の見出し語、著名な人名、地名、商標等の固有名詞
- ・上記を複数結合したもの
- ・上記に数字や記号を追加したもの
- ・同じ文字や文字パターンの繰り返し
- ・キーボードの文字配置等、容易に推測できる並びの文字列

2.3. 学外サービスで学内パスワードの使い回しをしない

本学の情報システムで使用しているパスワードを学外サービス(学外の Web サイトで提供されるサービス等)で使い回した場合、複雑なパスワードを使っていても 1 箇所でもパスワードが漏れてしまえば、同じパスワードを使っていた学内外の全てのサービスが不正に利用されてしまう。

そのため、利用者は、以下のとおり本学の情報システムで使用しているパスワードを学外 サービスで使い回してはならない。学外サービス毎に全く関係のない複雑なパスワードを設 定すること。ただし、本学の情報システムとして認証連携している学外サービスについては この限りでない。

- (1) 学外サービスでは、本学で使用するパスワードを使い回してはならない
- (2) 学外サービスでは、本学で使用するパスワードと類似したパスワードは推測されやすいため、使用してはならない

例:パスワードの何文字かだけを変更し、数字や規則性のある文字を付けて設定するなど。

(3) 学外サービスでは、本学で使用するパスワードと法則性があるパスワードは推測されやすいため、使用してはならない

例:複雑なパスワードを部分的に分けて順番を変えて設定するなど。

2.4. パスワードの変更

これまでは世間一般においてパスワードの定期的な変更が推奨とされてきたが、昨今では、むしろ定期的な変更を行うことでパスワードがパターン化し簡単なものになることが問題とされている。そのため、利用者は、短期間にパスワードの定期的な変更を行う必要はない。ただし、パスワードが漏洩した場合、またはその危険が発生した場合は、直ちに東京電機大学シーサート(TDU-CSIRT)にその旨を報告すると共に、パスワードを変更すること。

利用者は、パスワードの変更を以下のとおり実施すること。

- (1) 利用者は必要に応じてパスワードを変更すること
- (2)変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない
- (3) 利用者はパスワードを短期間で変更することは不要である
- (4) パスワード漏洩による学内システムの不正利用の恐れがある場合や総合メディアセンターからパスワード変更の指示を受けた場合には速やかにパスワードを変更しな

ければならない

2.5. パスワードの管理

利用者は、自己のパスワードを他人に知られたり自分でも忘れたりすることがないよう、以下のとおりパスワードを厳重に管理しなければならない。

- (1) パスワードが記載されたものを他人の目に触れる場所に置いてはならない。特に付 箋等でパスワードのメモを端末に貼り付けてはならない。
- (2) ブラウザ等にはパスワードを保存しない。ブラウザ等にパスワードを保存すると、 席を離れた時に勝手に利用されたり、不正アクセスを受けた際にブラウザ等から多 数のシステムを利用されたりする恐れがある。
- (3) 不注意でパスワードが他人に知られたり入力中に盗み見られたりすることがないよう最大限の注意を払わなければならない。
- (4) 自己のユーザID やパスワードを他の者に使用させたり、開示したりしてはならない。
- (5) 他の利用者のユーザ ID やパスワードを使用してはならない。
- (6) 離席時のログオフ、スクリーンのパスワードロック、電源オフ等を行うことで、他人が画面を盗み見たり、操作されたりすることを適切に防止しなくてはならない。
- (7) ノート等にパスワードのメモを作成した場合、メモを他人に盗み見られることやメ モの紛失、盗難がないように厳重に管理すること。
- (8) パスワード管理に携帯端末のアプリ等を利用する場合、クラウドサービスとの連携機能は使用せず、スタンドアロン状態での利用を優先すること。クラウドサービスにパスワードの情報を置くことにより、情報の保管箇所が多くなり、その分だけ漏洩する可能性が高くなる。
- (9) パスワードを管理している携帯端末が紛失や盗難にあった場合、遠隔操作により当該携帯端末のロックやワイプ(データ消去)を行う等、情報流出の回避に最大限努めること。

2.6. パスワード詐取の可能性のある場所での利用の禁止と注意

公共利用の端末やホテル・インターネットカフェなどに設置されているような不特定多数の人が操作(利用)可能な端末で、本学の情報システムへのアクセスのための認証を行ってはならない。端末に残った情報からパスワードが搾取され不正アクセスや情報漏洩に繋がる恐れがある。

また、学外の端末やネットワークから本学の情報システムに認証してアクセスする場合、 VPN 接続を行うなど、安全な暗号化通信が行われていることを確認しなければならない。

3. パスワードに関する各種手続き

3.1. パスワードを失念した場合

利用者がパスワードを失念した場合には、総合メディアセンターに対して所定の様式でパスワードの再発行を申請しなければならない。

パスワードの再発行を受けた場合には、速やかに新しいパスワードに変更すること。変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない。なお、再発行されたパスワードは、再発行してから一定期間経過すると利用できなくなるので、その前に変更すること。

3.2. パスワードに関するインシデント(事故)が発生した場合

利用者は、パスワードが漏洩し、アカウントを他人に使用された場合、またはその危険が発生した場合は、直ちに東京電機大学シーサート (TDU-CSIRT) にその旨を報告すると共に、パスワードを変更すること。

以上

[本ガイドラインの発信者:情報統括責任者、情報セキュリティ最高責任者、総合メディアセンター]

4-5 東京電機大学学生向けセキュリティガイドライン

(位置付け)

本ガイドラインは、学校法人東京電機大学情報戦略ポリシーに基づき、東京電機大学の学生が、コンピュータ、携帯情報端末やネットワークを利用するに当たって遵守すべき事項をまとめたものである。

(一般利用)

- 1. ネットワークの利用において、やりとりする情報の内容については、本学は基本的に関知せず、利用者が良識を持って判断しなければならない。
- 2. 利用者 ID を他人に譲渡または貸与してはならない。また、他の利用者 ID を用い、なりすましを行ってはならない。
- 3. 掲示板・SNS・Webページなどネットワーク上で学内から意見を表明するときは、関与者の人権やプライバシーを尊重すると共に、知的所有権(著作権、商標権、特許権など)に配慮しなければならない。
- 4. 大学設置の情報資産を本来の目的以外に使ってはならず、特に商業目的に使ってはならない。
- 5. 卒業等により利用資格を失った場合、それまで使用していた利用者 ID を使用してはならない。

(電子メールの利用)

- 1. 第三者のプライバシーや知的所有権は十分尊重しなければならない。
- 2. ネズミ講やマルチ商法・チェーンメールなどに加担してはならない。
- 3. 送信先や転送先のメールアドレスは十分に確認しなければならない。
- 4. サイズの巨大(一般的に 3MB 以上)な添付ファイル付きメールを送信しないこと。大人数に対して大きいサイズの添付ファイル付きメールではなく、別の手段(Box 等)を用いること。
- 5. 添付ファイルにマルウェアが内在する可能性を考慮しなければならない。
- 6. 安全を確保するためには暗号メールを必要に応じ使用することが望ましい。
- 7. メール中の URL を不用意にクリックしてはならない。
- 8. 送信元が不確かなメールは送信者へ確認するか無視しなければならない。

(Web サイトへのアクセス)

- 不適切なサイトへのアクセスは行ってはならない。
 信頼できないサイトへのアクセスは、取引時のトラブルなどに十分注意しなければならない。
- 2. 信頼できないサイトへ個人情報等の入力は行ってはならない。
- 3. Web ブラウザや OS のアップデートを常に行い、最新の状態に保たなければならない。
- 4. サイトで禁止されている行為をしてはならない。 例えば、電子ジャーナル等のサイトでは機械的なダウンロードは禁止されていることがある。

(ソーシャルメディアの利用・情報の公開)

1. 第三者のプライバシーや知的所有権を十分尊重しなければならない。

- 2. 公序良俗に反する情報を発信してはならない。
- 3. 研究内容等を含む発信を行う際は十分注意し、機密が漏洩しないようにしなければならない。
- 4. 公開した情報は多くの人に閲覧されることを想定しなければならない。
- 5. 公開範囲を常に意識しなければならない。
- 6. 完全な匿名性は存在しないことを認識しなければならない。
- 7. 一度公開した内容を完全に削除できないことを認識しなければならない。
- 8. 情報は正確に記述するよう努め、誤解を招かないよう注意しなければならない。
- 9. サービス登録・利用時には利用規程を確認しなければならない。

(ファイルの扱い)

- 1. 知的所有権(著作権、商標権、特許権など)を犯すなど違法なファイルを取り扱ってはならない。
- 2. 法令により単純所持が禁止されているファイルを自己の意志に基づいて所持してはならない。
- 3. 出所が不明なファイルや内容に確証が持てないファイルをダウンロードしてはならない。
- 4. 大きなサイズのファイルをネットワークでやりとりするときは、他の利用者への影響を考慮しなければならない。

(パソコン、情報機器での注意)

- 1. ソフトウェアには常にセキュリティパッチを適用し最新の状態を保たなければならない。
- 2. 送信元が不確かなメールに含まれる Web サイトへのリンクや添付ファイルは開いてはならない。
- 3. マルウェア対策ソフトウェア(アンチウイルスソフト等)を適時使用しなければならない。 対策ソフトウェアは常に最新の状態に保たなければならない。
- 4. 外部から取得した(ダウンロードやメールの添付・メディアでのコピー)ファイルは、マルウェア対策ソフトウェアなどでスキャンしてから使用しなければならない。
- 5. マルウェアの稼働を確認した場合は速やかに無効化し、無効化出来ない場合コンピュータをネットワークへ接続してはならない。
- 6. データの改ざんや破損に備え、重要な情報は常にバックアップを行わなければならない。
- 7. 他人の利用者 ID を用いてネットワークへ接続してはならない。

(罰則)

このガイドラインに違反する場合、総合メディアセンターの管理するコンピュータやネットワーク利用を停止する場合がある。さらに悪質な場合には学則にのっとり処罰する場合がある。

(注意)

本ガイドラインは時代の変化と共に変更する場合があるので総合メディアセンターからの通達によく注意しておくこと。

[本ガイドラインの発信者:情報統括責任者、総合メディアセンター]